

【新設】（定款の定めにより2月間の提出期限の延長を受けることができる通算法人又は他の通算法人）

2-73 法第75条の2第11項第1号《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書の提出期限について2月間の延長を受けることができる通算法人又は他の通算法人には、例えば、同じ通算グループ内に次のような定款の定めをしている法人（その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される法人を除く。）がある通算法人又は他の通算法人がこれに該当する。

- (1) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後とする旨の定め
- (2) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内とする旨の定め

【解説】

1 単体納税制度における確定申告書の提出期限の延長の特例（法75の2、以下「本制度」という。）については、法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）の定めにより、又は法人に特別の事情があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合にその延長が認められることとされ、この場合、納税地の所轄税務署長は、当該法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を1月間（所定の場合にあっては、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされている（法75の2①）。

これを受けて、法人税基本通達17-1-4の2《定款の定めにより1月間の提出期限の延長を受けることができる法人》では、どのような定款等の定めをしている法人が確定申告書の提出期限の1月間の延長を受けることができるかについて、定時株主総会の準備に通常2月以上を要するなど、一般に事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されていない実情にあると考えられる次の(1)及び(2)の2つのケースを例示することにより明らかにするとともに、このようなケースに該当しても実際には事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会を招集している法人は、2月以内に定時株主総会が招集されない常況にあるとは認められないため、提出期限の延長は認められないこととなることを、そのただし書で明らかにしている。

- (1) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後とする旨の定め
 - (2) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内とする旨の定め
- 2 グループ通算制度における本制度についても、延長期間が1月間ではなく連結納税制度と同様に2月間とされている点などを除き、上記1の単体納税制度と同様の取扱いとされているところ、単体納税制度適用法人に係る上記1の通達で定める取扱いも、グループ通算制度適用法人にも同様に当てはまることになる。本通達において、このことを明らかにしている。

なお、本通達では、グループ通算制度適用法人が本制度を適用するに当たり必要な法令上の所要の読替えを反映するほか、実際には事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時株主総会を招集している法人に係る取扱いについての言及箇所を変更するなどの所要の書き振りの変更を行っている。